

上越市選挙管理委員会告示 第 60 号

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

令和 7 年 10 月 18 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

- 1 不在者投票の事務を取り扱う場所
別紙のとおり